

原子力災害に関する牧草等の利用と放牧の実施 (平成23年6月6日更新)

福島県農林水産部

アンダーラインが「がんばろう ふくしま!」農業技術情報（第6号）
(平成23年5月30日発行)からの変更内容です。

県では、一番草の収穫と利用に向け、県内の牧草等の安全性を確認するため、牧草の生育状況等を考慮し、4月26日から県内61ヶ所でサンプリングを行い、モニタリング検査を実施しています。

なお、5月31日にサンプリングを実施した会津地方のモニタリング検査の結果、猪苗代町南部（吾妻地区を除く）地域が乳用牛及び肥育牛への牧草等の利用と放牧の実施が可能となりました。

1 牧草の放射性物質モニタリング検査結果（第5報）

以下のURL（福島県農林水産部畜産課ホームページ）をご覧ください。

URL http://wwwcms.pref.fukushima.jp/download/1/chikusan_shinsai-bokusoumonitaring110603.pdf

2 モニタリング検査結果を踏まえた牧草（秋播きエン麦、ライ麦を含む）の利用

該当市町村(地域)	区 分		
	乳用牛 (経産牛及び 初回交配以 降の牛)	肥育牛 (出荷前15ヶ 月程度以降 の牛)	乳用牛及び肥 育牛以外の牛 (繁殖雌牛 育成牛等)
会津地方：下郷町、只見町、南会津町 喜多方市、北塩原村、西会津町、 金山町、昭和村、三島町、柳津町 猪苗代町南部（吾妻地区を除く）			
中通り、浜通りの各市町村 （「警戒区域」及び「計画的避難区域」を除く） 会津地方：猪苗代町北部（吾妻地区）	×	×	
会津地方：会津若松市、磐梯町、会津美里町、 会津坂下町、湯川村、			

：利用可能 ×：利用不可 ：再調査

(1) 乳用牛、肥育牛

ア 「利用可能」となった地域

原子力発電所事故後に収穫する牧草等の利用と放牧が可能です。

収穫適期となったら、できるだけ早期に収穫調製を行ってください。

イ 「再調査」を行う地域

今回の再調査の結果、暫定許容値を下回りましたが、今後2回の検査結果を含めて牧草の利用を判断します(今後2回の検査結果が暫定許容値を下回れば、5月31日以降に収穫した牧草等は給与可能となります)。

収穫適期となったら、できるだけ早期に収穫調製を行ってください。

今後2回の検査が終了するまでは、牧草等の給与と放牧を控えてください。

ウ 「利用不可」となった地域

原子力発電所事故後に収穫する牧草等は給与しないでください。

2番草以降の利用に向けてモニタリング検査を継続して実施しますので、1番草が収穫可能となったら、できるだけ早期に収穫調製を行い、2番草の生育を促してください。

収穫した1番草は、原子力発電所事故以前の粗飼料と区分して管理し、育成牛や繁殖雌牛等の飼料として利用してください。

育成牛等への利用が困難な場合は廃棄することとなりますが、その方法等については改めて情報提供しますので、堆肥への混入、すきこみ・焼却等を行わないでください。

なお、廃棄する場合でも梱包やラップ等を行い、牧草等が散らばらないように管理してください。

(2) 乳用牛及び肥育牛以外の牛(和牛繁殖雌牛や育成牛等)

ア 「警戒区域」及び計画的避難区域を除く全県域で、牧草等の利用と放牧が可能です。

イ 収穫適期となったら、できるだけ早期に収穫調製を行ってください。

ウ 1年程度以内に廃用し、食肉として出荷を予定する繁殖雌牛等は、肥育牛と同じ区分となりますので注意してください。

(3) 飼料給与や飼養管理上の留意事項

ア 「利用可能」となった地域では、対象牛への牧草等の給与は可能ですが、できる限り放射性物質の影響が少なくなるような飼料設計に心がけてください。

イ 粗飼料の暫定許容値は、粗飼料中の放射性物質のみを対象とし、水、土などの放射性物質は考慮していません。

特に搾乳牛は、原乳への影響を考慮し、水道水等の利用や、屋内での管理に心がけてください。

3 放牧の実施上の留意事項

和牛繁殖雌牛や育成牛のみ放牧が可能となった地域で放牧を行う場合、乳用育成牛については、初回種付け以降は乳用牛の区分となりますので、注意してください。

4 その他

(1) これから作付けする飼料作物

平成23年度の飼料作物については、作付制限は行われません。

ただし、収穫前等にモニタリング検査を実施し、給与可能かを判断します。

牧草等は、2番草及び3番草の収穫時期に、飼料用とうもろこしや稲ホールクロップサイレージ等についても収穫時期にモニタリング検査を行い、自給飼料の安全性を確認していきます。

なお、計画的避難区域では、おおむね1ヶ月を目処に計画的避難を実行することとされており、実態としては作付は困難かと考えます。緊急時避難準備区域でも、自主的避難や緊急時の屋内退避等ができるようにすることが求められていることから、飼料作物を作付ける場合でも、一定の制約を受けることに注意してください。

(2) 放牧や粗飼料の使用が制限されることにより生じる損害への補償について

「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による電子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」より抜粋

第4 政府等による作付制限指示等に係る損害

[損害項目]

1 営業損害

(指針)

-) 農業者が、政府等による作付制限指示等により、同指示等に係る対象品目の作付け、放牧、牧草等の給与その他の営農に関する行為(以下「作付け等」という。)の全部又は一部の断念を余儀なくされ、これによって減収が生じた場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。
-) また、作付け等の断念により生じた追加的費用(代替飼料の購入費用等)も合理的な範囲内において賠償すべき損害と認められる。

上記のとおり、牧草等の利用制限に伴う代替飼料の購入費用等は損害賠償の対象となることから、損害賠償に備え、飼料生産に係る作業日誌や写真、資材等の購入伝票、代替飼料等の購入に係る領収書、家畜の飼養日誌など損害が証明できる資料を保管しておいてください。

(3) 牛以外の家畜

牛以外の牧草等を給与する家畜については、粗飼料の暫定許容値等が示されていないため、平成23年3月19日付け農林水産省通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」に基づき、原子力発電所事故前に収穫した粗飼料等の利用などを継続してください。

URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/pdf/seisan_110321.pdf

問い合わせ先：農林水産業に関する相談窓口(電話：024-521-7319)

ホームページ：農林水産部研究技術室ホームページ(PDF形式ファイル)

URL http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyuukaihatu/gi_jyutsufukyuu/seiikugijyutsujyohou.html

モバイル県庁：福島モバイル県庁 お知らせ・各種情報 農業技術情報
(右欄に掲載のQRコードよりご覧いただけます)



モバイル版 QRコード